会 議 録

開催日時 令和元年6月6日(木) 午後4時~

開催場所 北杜市役所 西会議室

出席者 委員16名、事務局7名、計23名

出席委員 大柴政敏、大柴積郎、清水康長、小池光和、進藤幸夫、小澤正武、進藤俊幸、堀 内敏光、上原美奈子、深沢朝男、赤岡直樹、浅川 隆、植松 本、浅川正人、小 川昭二、齊藤良幸

欠席委員 長坂治男、白砂 勇、三井 梓、浅川健一、中嶋克仁、小澤達郎、中田 満、由 井秀樹、名取和子、長沼 徹

事務局 浅川市民部長、平井市民課長、市民課国保年金担当 萩原、原(和)、原(集) 小泉健康増進課長、輿水保健指導監

議題

- (1) 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- (2) 令和元年度北杜市国民健康保険税の税率について
- (3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 旧被扶養者に係る減免取扱要領の制定について
- (5) 保健事業について
- (6) その他

公開・非公開の別 公開傍聴人の数 2名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

定刻となりました。会議を始める前に全員で挨拶を交わして会議を始めたいと思います。 恐れ入りますが御起立願います。

《相互にあいさつ》

(事務局)

御着席ください。本日はお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。ただ今から令和元年度第1回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

本日の出席委員につきましては、ただ今16名です。協議会規則第5条に規定に定められた委員の二分の一以上の出席を得ているため、本日の会議が成立することを御報告いたします。また、この会議は公開とさせていただいておりますが、本日は2名の方が傍聴を希望されておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに浅川会長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

《会長あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、渡辺市長より御挨拶をお願いいたします。

3. 市長あいさつ

《市長あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。市長におかれましては、この後次の公務が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。

《市長退席》

(事務局)

議事に移る前にここで職員を紹介させていただきます。本会議が今年度最初の会議であり り人事異動もありましたので担当職員の紹介をさせていただきます。

《事務局自己紹介》

(事務局)

また、本日国保担当の全員の職員が出席しておりませんが、国保年金担当リーダー以下 7人で国保事業を行っております。

それでは議事に移りたいと思います。協議会規則第3条により会長が議長となることが 規定されておりますので、浅川会長に議長となっていただきまして議事の進行をお願いい たします。よろしくお願いします。

4. 議事

(議長)

それでは皆様のご協力のもとにスムーズに会議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず議事に入る前に運営に関する協議会の規則第9条に規定しております今回の会議の議事録署名委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。今回につきましては、恐れ入りますが5番「小池光和」委員さん、6番「進藤幸夫」委員さん、8番「小澤正武」委員さん、よろしくお願いいたします。以上の3名の方で今回の議事録署名委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

(1) 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて

(議長)

それでは、『(1) 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて』事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事の1番、平成30年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて、 ご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧下さい。決算の見通しにつきましては、前回2月の協議会において、平成30年度補正予算案で説明しましたが、今回は予算科目でいいます款ごとに大まかに説明させていただきます。

先に結果から申し上げますと、歳入歳出差引額は前回の見通しを上回りまして、2億5,00万円以上の繰越金を出せる見込みです。

まず、歳入ですが、太枠で囲んである箇所の「H30年度決算見込②」と「H29年度決算 ①」の増減②—①の欄を中心にご説明いたします。

歳入のうち、まず保険税ですが、現年課税分が平成30年度決算見込み12億8,114万2千円、平成29年度決算との比較増減では2,645万円の減、これは被保険者数の減少と現役世代の減少に伴う全体的な所得の減少、また、税制改正による保険税軽減措置の拡大等によるものが影響しているものと思われます。

次に過年度分につきましては4, 456万5千円、1, 352万8千円の減、保険税の合計は13億2, 570万7千円、3, 997万8千円の減になります。

なお、収納率につきましては、資料3の北杜市国民健康保険の状況にありますが、2ページの下のグラフにあります、現年度分が上昇し97.08%、過年度分が下がりまして23.86%という結果になっております。

資料1ページに戻りまして、使用料及び手数料は80万5千円、8万円の減、督促手数料になります。

国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は平成30年度の 制度改正により廃目となりました。

続いて、県支出金40億9,584万9千円、37億1,355万1千円の増、制度改正に伴い県から保険給付費等交付金として、普通交付金及び特別交付金が各市町村に交付されるものです。普通交付金は市町村の保険給付に要した費用を交付するもので、特別交付金は主に健診受診率や健康づくり事業等への取組状況に応じた交付や特定健診及び保健指導の実施に要した費用を交付するものであります。

続いて、財産収入9万1千円、7万円の減、基金の預け入れ利子になります。

続いて、繰入金ですが、基金の取り崩しは、全額回避することができました。国からの財政支援、職員給与費、出産育児一時金や国保にかかる事務費等の一般会計からの繰入は5億695万9千円、368万2千円の減です。

続いて、繰越金6億8,368万5千円、2億195万5千円増です。

続いて、諸収入1,360万円、388万3千円の減、これは交通事故等の第三者行為の納付金等の減によるものです。

歳入合計は、66億2,669万6千円、対前年度比10億435万3千円の減額となっ

ております。

次に歳出です。職員給与費2,353万5千円、9万5千円の増、担当職員7名のうち4 名分を国保会計から支出しております。

続いて、総務費3,849万7千円、80万6千円の増、これは国保制度改正に伴う情報 集約システム運用手数料の増額によるものです。

続いて、保険給付費40億13万8千円、7,887万7千円の減、被保険者数の減少や診療報酬、薬価改定等による医療費の減額によるものです。

続いて、国保事業費納付金16億1,486万円、平成30年度からの国保制度改正により 市町村が県に納める納付金になります。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金は制度改正により廃目となっております。

続いて、共同事業拠出金千円、14億575万5千円の減、制度改正に伴う共同事業の廃止による大幅な減額になります。

続いて、保健事業費7,299万2千円、252万4千円の増、特定健診業務委託の増額によるものになります。

続いて、基金積立金5億3,946万7千円、4億6,500万1千円の増、前年度繰越金の増に伴い、基金への積み立てによるものです。

これによりまして、平成30年度末の財政調整基金は10億5,237万5千円になります。

公債費はゼロ。

続いて、諸支出金7,798万6千円、871万9千円の増、療養給付費等負担金、退職者 医療療養給付費等交付金の実績による返還金によるものです。

歳出の合計になりますけども、63億6,747万6千円、対前年度比5億7,988万9千円の減額となります。

平成30年度の歳入歳出差引見込額は2億5,922万円となります。この差引残額は翌年度への繰越金となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま事務局より平成30年度の決算見込みの説明がありましたけれど、皆様の方から 何か御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

ちょっとわからない所がありまして、歳出の方で介護納付金がかなり減額になり、にも関わらず、介護料というのが普通の世帯でかなり多くなっているという、その辺がどうなっているのか。

(事務局)

はい、介護納付金についてご説明させていただきます。平成30年度からの制度改正によって、後期高齢者支援金、前期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金は今まで市町村

が社会保険診療報酬基金に納付していたわけですけれども、県が平成30年度から保険者になりまして、責任主体となっております。その関係で、山梨県の方で市町村分をまとめて支払いするようになっております。それで市町村は金額的にはゼロとなっております。

(委員)

そういうことはわかったけれど、一般の方が介護保険料としてどのくらい払っているのか その点についてお伺いしたい。もしわからなければ結構です。

(事務局)

介護保険の関係ですと、詳しい内容は別の担当になりますので、次の協議会で回答したいと思います。

(委員)

わかりました。

(事務局)

よろしくお願いします。

(議長)

他に委員さんの中から何かあればお願いしたいですけれどもよろしいでしょうか。委員さんのご質問につきましては、介護保険の関係で別の課になりますので、また次回以降ということで事務局よりご説明をお願いしたいと思います。それでは平成30年度国保の決算見込みについてよろしいでしょうか。なければ、御承認いただけたということでお願いいたします。

次の議題に移ります。

(2) 令和元年度北杜市国民健康保険税の税率について

(議長)

『(2) 令和元年度北杜市国民健康保険税の税率について』を議題といたします。事務局よりご説明お願いいたします。

(事務局)

それでは、2番目の議題といたしまして、令和元年度北杜市国民健康保険税の税率について、ご説明いたします。着座にて失礼させていただきます。

毎年の保険税率は、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の皆様の審議 を経て決定することとされております。それでは、資料1の2ページになります「国民健康 保険税(現年度分)本算定見込み」をご覧下さい。

例年、この資料を使ってご説明させていただいております。国保税は①④の医療分とあります通常の医療保険分と②⑤の介護分とあります40歳~64歳の方からのみ徴収する介護保険料としての分、③⑥の支援分とあります後期高齢者医療制度を支えるための財源となる

後期高齢者支援金分の3本立てとなっており、この3項目についてそれぞれ計算して得た金額を合算して世帯ごとの国保税額を算出しております。また、医療保険分、介護保険分、後期高齢者支援金分の中には、それぞれ世帯の所得に応じて計算する所得割、世帯の加入者数に応じて計算する均等割、一世帯につき、いくらと計算する平等割の3項目があり、これらによって算出された金額を合算しています。今年度から資産割は廃止になり賦課方式は3方式になります。

資料は、7月当初に現年分として課税する見込みの金額を、平成30年度と令和元年度で 比較したものです。なお、令和元年度は資産割以外の税率を変更せずに各項目の税率は全て 同じものを使っております。

まず、一番上の医療分(医療保険分)についてですが、所得割の基礎となる世帯全員の課税所得は平成30年度が88億4,473万5千円、令和元年度が84億4,617万835円で、これにそれぞれ税率5.7%を掛けますと、算出税額は平成30年度が5億414万9,895円、令和元年度が4億8,142万8,815円となります。

この基礎数値は各世帯の前年中の所得であり、税務課の確定申告や住民税申告のデータを使用していますが、令和元年度は平成30年度と比べて、税額が2,272万1,080円減っております。

資産割については廃止となります。

均等割については、世帯の加入者数に22,800円を掛けた金額ですが、加入者が1万5,191人から1万4,602人に減ったため、税額は1,342万9,200円の減額となります。

平等割については、平成30年度には通常の23,000円を徴収する世帯が8,289世帯、半額の11,500円を徴収する特定世帯と呼ばれる世帯が730世帯、4分の3の17,250円を徴収する特定継続世帯と呼ばれる世帯が128世帯ありましたが、令和元年度には23,000円を徴収する世帯が8,036世帯、11,500円を徴収する世帯が742世帯、17,250円を徴収する世帯が128世帯となっております。

この後、両年度ともそれぞれ低所得者に対する軽減額等を控除しまして、医療分としての 国保税額のトータルは平成30年度が9億2,497万3千円、令和元年度が8億85万4 千円となり、前年度比1億2,411万9千円の減額となる見込みです。これを収納見込額 で比較しますと、1億1,667万1,800円の減額になります。

これを加入者 1 人あたりの税額に換算しますと、平成 3 0 年度は 6 万 8 6 2 円、令和元年度は 5 万 4 , 8 1 7 円となり、 6 , 0 4 5 円の減額となります。

次に、真ん中の介護分ですが、税率は所得割が1.4%、資産割は廃止、均等割が一人8千円、平等割が一世帯6千円です。説明が長くなりますので、合計だけを読み上げますと、国保税額は平成30年度が1億323万8千円、令和元年度が9,022万5千円で、前年度比1,301万3千円の減、収納見込額は平成30年度が9,704万3,700円、令和元年度が8,481万1,500円で、前年度比1,223万2,200円の減、1人あたりの税額は平成30年度が1万9,766円、令和元年度が1万8,284円で、1,482円の減額となります。

次に、下の支援分ですが、税率は所得割が1.7%、資産割は廃止、均等割が1人7,500円、平等割が1世帯6,000円、3,000円、4,500円の3パターンです。

合計で、国保税額は平成30年度が2億8,301万2千円、令和元年度が2億4,148万9千円で、前年度比4,152万3千円の減、収納見込額は平成30年度が2億6,603万1,300円、令和元年度が2億2,699万9,700円で、前年度比3,903万1,600円の減、1人あたりの税額は平成30年度が1万8,604円、令和元年度が1万6,512円で、2,092円の減額となります。

最後に3項目の合計ですが、国保税額は平成30年度が13億1,122万3千円、令和元年度が11億3,256万8千円で、前年度比1億7,865万5千円の減、収納見込額は平成30年度が12億3,254万9,600円、令和元年度が10億6,461万4千円で、前年度比1億6,793万5,600円の減、1人あたりの税額は平成30年度が9万9,232円、令和元年度が8万9,613円で、9,619円の減額となります。

以上のように、資産割を廃止して、資産割以外の税率を据え置いた場合の試算では、令和 元年度は前年度に比べて、1億7,865万5千円の減額、率にしまして15.8%の減収 が見込まれます。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

(議長)

はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局より令和元年度の国保税の税率について説明がありましたけれども、委員の皆さまから何か御質問・御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。令和元年度は3方式ということで減収しているわけですけれども、この税率でやっていけるということのご理解でよろしいでしょうか。

《質問・意見なし》

(議長)

よろしければ、この件につきましては御承認いただけたということでよろしくお願いいたします。

(3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

(議長)

続きまして『(3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について』の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1の3ページをお願いします。北杜市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。着座にて失礼させていただきます。

国保税の課税限度額の見直しと低所得世帯の保険税軽減に関するものになります。

改正の趣旨といたしましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充が図られたため、 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。根拠法令である地方税法施行 令等の一部改正に伴う条例改正であり、公布日から施行日まで猶予期間が短かったことから、 専決処分により改正をさせていただきました。4月の臨時議会において、これを報告し承認 をいただいております。

具体的な改正の内容といたしましては、1点目が国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行うものです。

基礎課税額の課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるものです。

2点目の改正点は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものです。

5割軽減の場合、その世帯全体の所得が「基礎控除額33万円+27.5万円×被保険者数」以下であれば軽減の対象となっていたものが、「基礎控除額33万円+28万円×被保険者数」へと変更になります。2割軽減の場合も、その世帯全体の所得が「基礎控除額33万円+50万円×被保険者数」から「基礎控除額33万円+51万円×被保険者数」へと変更になります。軽減を受けられるか受けられないかの判定基準が緩くなって、少し所得が高くなっても同じ軽減が受けられるようになります。

専決処分によりまして、今年の4月1日から条例施行されておりますのでよろしくお願い します。

次に4ページをお願いします。この条例改正による影響額の試算になります。令和元年度の課税所得をもとに、条例改正前と条例改正後の状況をシミュレーションしております。

右下の黒塗りのところにありますように、今回の改正では71万7,877円と、国保税に若干の増収が見込まれます。5割軽減、2割軽減の対象者、対象世帯は増えますので、その分は国保税が減収になりますが、それ以上に課税限度額を超過する世帯数が減ったことによる収入増、つまり天井を上げたことによる増収分が上回りますので、差し引きしますと71万円余りの増収となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、どうもありがとうございました。ただいま保険税の条例の一部改正について説明がありましたけれども委員の皆さんの方から何か御質問ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員)

直接この見直しに関わることではないのですけれども、これは条例が一部改正となって4月1日から施行とされています。市長のお話にもありましたように国保税の賦課方式の変更もされております。市民への周知という点で、私もぜひ聞きたいのですけれども広報や議会だよりで市民の多くの人が知ることが出来るのですけれども、併せてホームページの方でも賦課方式の変更とか、今日の議題の一部改正については確認されていませんけどもそれらについてホームページの方がはるかに早く伝わるわけで、わりと市民も閲覧する機会が多いと思いますので、出来るだけ早くそういう部分を修正して市民に届けてもらいたいという要望でございます。ホームページの方が市民部の所管になるかどうかよくわからないですけれどもいかがでしょうか。

(事務局)

はい、ただいまの御質問にお答えいたします。ホームページ作成の所管は政策秘書部になりますが、各部局各課の担当についてはそれぞれの担当で確認をして掲載するようになっております。広報ほくとには掲載しておりますけれども、ホームページや CATV を使って周知していきたいと思っております。

(委員)

よろしくお願いします。

(議長)

ありがとうございました。他にはどうでしょうか。ちなみにちょっとすみませんね。事務局の方に私の方から聞いてはいけないのですけれども、課税限度額については毎年上がっているのですけれども、毎年変わっていくのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

(事務局)

国からの指示がありまして、ここ数年3万円ずつ上がっているような状況です。

(議長)

わかりました。それではないようですのでご承認いただけたこととして次に進みたいと思います。

(4) 旧被扶養者に係る減免取扱要領の制定について

(議長)

それでは『(4) 旧被扶養者に係る減免取扱要領の制定について』事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1の5ページをお願いします。旧被扶養者に係る減免取扱要領の制定についてご説明いたします。着座にて失礼させていただきます。

これは、例えば74歳の旦那さんと72歳の奥さんがいるとします。旦那さんが社会保険の被保険者で、75歳になり後期高齢者医療制度に移行することになります。これによって、 扶養になっていた奥さんが社保の扶養から外れて国民健康保険に加入することになります。 これを旧被扶養者といいます。これに係る保険税の軽減措置に関するものになります。

趣旨といたしましては、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者について、新たに国民健康保険税の負担が生じることとなるため、保険税負担の軽減を図る必要があることから、北 杜市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る減免取扱要領を制定するものであります。

制定の内容につきましては、北杜市国民健康保険税条例(平成18年北杜市条例第10号) 第26条第1項第2号による国民健康保険税の減免について必要な事項を定めるものであり ます。 対象者は、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被 扶養者から国民健康保険の被保険者となった者になります。

期間は、応益割については資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間になります。所得割については、当分の間免除になります。

減免措置といたしまして、所得割額が免除、均等割額が5割から3割の減免、平等割額が 5割から1割の減免になります。施行期日は公布の日から施行することとします。

なお、参考資料として、本日お配りしております北杜市国民健康保険税条例における旧被 扶養者に係る減免取扱要領を参考にしていただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

どうもありがとうございました。ただいま減免取扱要領の制定についての説明がありましたけれども、委員の皆さんから何かご意見御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

これは資料が非常に簡略で、また難しい用語が出ていてわからない部分がございます。もう少し丁寧な説明をいていただきたいのですけれども、例えば出だしの趣旨の中にも後期高齢者医療制度に移行することに伴い、どういう背景で移行したのか、それは法律で移行したのか、何で移行したのかよくわかりませんけれども、何か社会的な背景があって移行したと思うのですよね。その辺のことと保険税負担の軽減を図る必要があるのでしょうけれど、どの程度軽減する必要があるのか、それから対象者がどのくらいになる見込みなのか、あるいは全体の国保会計への影響がどの程度あるのか、その辺を含めてわかる範囲でいいですので説明をお願いしたいです。

(議長)

ありがとうございました。事務局の方で説明をお願いいたします。

(事務局)

難しいような用語が出てきまして、わかりづらくて申し訳ないのですけれども、最初に申 し上げましたけれどもどんなケースがあるかということでしょうか。

(委員)

これはまったく新しい制度なのか、今までもあったのだけれども減免緩和の率を変えるのか、そもそもどうして変更する必要があるのか、そういう背景を教えてください。

(事務局)

これに関しましては国民健康保険税条例第26条第1項第2号に規定してあるものなのですが、平成20年度から後期高齢者医療制度が開設されたところであります。75歳になって後期高齢者へ移行する。また、その被扶養者が自動的に国民健康保険に移行するわけになるのですが、今まで扶養であった時は保険税がかからない。国保に加入することによって保

険税が発生するということで、一時的に保険税負担がかからないように軽減をする必要があるということでこの要領があります。北杜市では内規規定でこの軽減措置を進めてきましたが、改めて要領を制定するものであります。後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるために世代間の負担の公平を図る。負担能力に応じた負担をお願いする観点から応益割にかかる保険税軽減措置について、資格取得の属する月以降2年を経過する月までの間に限り実施することとふまえ、国民健康保険においても同様の見直しがされることとなりました。

現状では、年間で件数は少ないのですが、おおむね30件位を見込んでおります。金額と しましては平成30年度4月ベース時点で110万円ほどを見込んでおります。

(委員)

もう一ついいですか。後期高齢者制度に移行することに伴うということについては全国一 律の国の制度によるものといいますか、全国の自治体がそれに対応するということなのです けれども、北杜市の条例で決められている部分に適用するために減免措置を決めて、条例を 補完する意味で取扱要領を制定するというように理解すればよろしいか。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。他にどうでしょうか。取扱要領の内容が難しい面もありますが、よく読んでいただければ何となく理解できるということもありますが、もし事務局の方で、次回わかりやすい資料を出してもらえれば、もっと理解が深まるかなと思いますので、あくまでも要望ですけれどもお願いいたします。世帯数も30世帯ということですけれども、ぜひ次回資料として出していただきたいと思います。

(事務局)

わかりました。よろしくお願いいたします。

(議長)

この件につきましてよろしいでしょうか。なければご承認していただけたということで次に進めさせていただきます。

(5) 保健事業について

(議長)

次に『(5)保健事業について』を事務局より説明をお願いします。

(事務局)

よろしくお願いいたします。私の方からは平成30年度の保健事業の報告につきましてご 説明申し上げます。着座に失礼させていただきます。 資料2をご覧ください。こちらの方には平成30年度の健診事業を含めまして保健事業を示させていただいております。上段になりますが、昨年度の2月の協議会でお示ししたものと同じものとなっております。さらに右横の方になりますが、人間ドックの受診者数を加えております。平成30年度における人間ドックの受診者総数におきましては男性889人、女性792人、合計1,681人の受診者となっております。平成30年度の特定健康診査の対象者は暫定ではございますが、11,635人、受診者につきましては巡回健診と人間ドックを合わせまして5,892人と平成29度の5,629人と比べまして263人の増加となっております。

特定健診の受診率におきましては、翌年度の秋以降に確定となりますので、平成30年度のこちらの資料でお示しした受診率につきましては、まずまずの暫定数値になっておりますが50.6%になっております。平成29年度の受診率につきましては48.6%と13市の中で5位となっております。この50.6%という数字につきましては、第2期国民健康保険データヘルス計画におきまして平成30年度の目標数値50%となっております。

暫定の数値では50%を上回っている実績となっております。こちらの未受診者対策におきまして一番下の段にございますが、括弧の中に未受診者対策をお示しいたしました。広報やCATV等による周知と組織の連携による周知、受診勧奨のチラシの配布、希望調査票を全戸配布、国民健康保険の保険証郵送時受診勧奨のチラシを同封、受診希望者で未受診の方に個人通知、体制整備といたしまして送迎バスの運行、土日の開催、託児そういったことを未受診対策として行って参りました。

さらに平成30年度におきましては、未受診者の対策を強化するといった点で、11月の 秋の総合健診におきまして、受診希望されていて春の健診を受診できなかったといった66 8人全員に電話にて受診勧奨をいたしました。その結果、おおむね約4割の258人の方が 受診していただいた状況がございます。

また、特定健診対象者であって受診状況調査票の未提出の方が1,543人おりまして、その方達については希望の有無に関わらず健診セットを発送いたしました。1,543人の発送に対しましておおむね8%の124人の方が受診をしていただいている状況になっております。

トータルの未受診者対策の中におきまして、平成29年度に2%の増加となっておりますが、こちらの2%ということは容易なことではございませんでしたが、細かく対応するというところで平成30年度につきましては暫定ではございますが、達成している状況となっております。

1ページまくっていただきまして2ページをご覧ください。こちらの方に棒グラフがございますが、こちらにつきましては国民健康保険加入に関係なく、すべての巡回健診の受診者の総数を年代別に表したものとなっておりますのでご覧いただきたいと思います。また平成30年度がん検診受診者数及び精検者の受診者数をお示しいたしました。健診を受けていただきまして、その後生活改善及び精密検査における受診の勧奨といった点につきましては下の特定健診の実施を行い、またさらに一般の結果報告会といたしまして対象となる市民の方にご案内をし、こちらの方で保健指導の実施をさせていただいております。全体の受診者数の対象となる方は3,595人、そのうち保健指導を実施させていただいた方が3,578人と全体の指導実施率におきましては99%といった状況となっております。

以上で私の方での説明は終わらせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。ただいま保健事業についての説明がありましたけれども、委員の皆様の方からご意見御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ではないようですので、この件につきましてはご承認いただけたということで次に進めさせていただきます。

(6) その他

(議長)

次に『(6) その他』になりますが、何か事務局の方でありましたらお願いしたいと思います。

(事務局)

本日お配りいたしました資料3になります北杜市の国民健康保険の状況について2月の協議会でも平成29年度までのデータをお示しさせていただきましたけれども、平成30年度の暫定の数値ではありますけれども、データを追加しまして簡単に説明させていただきます。 着座にて失礼させていただきます。

資料3の1ページになりますけれども、上のグラフは被保険者総数の10年間の推移になります。平成30年度は一般分と退職分を合わせた全体で、1万4,873人です。後期高齢者制度への移行や社会保険の適用拡大等により、国保の被保険者数も少しずつ減ってきております。9年前の平成21年度には1万7,166人だったものが、平成30年度には1万4,873人に減少しております。

次に、下のグラフですが、医療費全体の推移になります。国民健康保険はかかった医療費のうち、1割~3割の患者さんの自己負担分を除いた部分について、国保連合会を通じて医療機関等に支払うわけですが、ここにお示ししている医療費は総医療費、10割分の医療費の推移になります。全国的な傾向と同様、ここ3年間では北杜市の全体の医療費も高額のC型肝炎治療薬が出た平成27年度が最も高く、そこをピークに年々減少しております。

続きまして2ページをお願いします。上のグラフは被保険者1人あたりの医療費の推移になります。9年前の平成21年度が26万2,809円でしたが、平成28年度の32万5,342円が最も高くて、平成30年度は31万9,920円になりました。全体の医療費は減少傾向にありますが、被保険者数の減少に伴い、一人当たりの医療費は増大するものと推測されます。

次に、下のグラフは国民健康保険税の収納率の推移になります。現年分収納率は、年々上昇しており、平成30年度では97.08%、過年分におきましては下降しまして23.86%となっております。

以上、簡単ではございますが、本市の国民健康保険の状況について説明させていただきま した。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ただいま国民健康保険の状況について説明がありました。委員 の皆様から御質問ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

《質問・意見なし》

他に事務局の方から何かありましたらお願いいたします。

(部長)

市民部長より先ほど質問のあった介護保険についての説明をする。

(議長)

よろしいでしょうか。他に事務局の方から、委員の皆さんの方から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。特にないようですので、以上をもちまして本日の議事を閉じさせていただきます。委員の皆さんにはご協力いただきましてありがとうございました。

5. 閉会のことば

(事務局)

慎重な御審議ありがとうございました。本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。

時刻 午後5時16分